

特別簡易型 評価基準表（４神公下第２号工事）

（１） 評価値の算出方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

評価値＝技術評価点／入札価格

＝（標準点＋評価点）／入札価格

（２） 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

標準点 １００点、評価点 １３．５点

（３） 評価点の算定方法

評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数の合計とする。

評 価 項 目		評 価 内 容	評価基準	評価点
(1) 企業の 施工能力	①工事成績	過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。	74点以上	3.0点
		評価の対象とする工事は、平成30年10月1日から令和2年9月30日までに竣工した神栖市発注の130万円以上の土木一式工事とする。	70点以上74点未満	1.5点
			上記以外	0点
	②企業の施工実績	同種工事を元請けとして施工した実績により評価する。（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上） 評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする。	管渠延長（管径φ200mm以上のものに限る。）が150mm以上の開削による管布設工を含む下水道工事の実績有り	1.0点
		実績なし	0点	
(2) 配置予定 技術者の能力	①配置予定技術者の施工経験	同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として施工した経験により評価する。（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上） 評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする	管渠延長（管径φ200mm以上のものに限る。）が150mm以上の開削による管布設工を含む下水道工事の実績有り	1.0点
			経験なし	0点
	②配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価する。 評価の対象とする資格は、入札公告日現在において保有している資格とする。	1級土木施工管理技士・1級建設機械施工技士又はこれと同等資格として国土交通大臣が認定した資格有り	2.0点
			上記以外	0点

(3) 地域精通度	① 地域内拠点の有無	工事箇所と本店（建設業法に基づく主たる営業所）の所在地に基づき評価する。	神栖市内に本店を有する	2. 0 点
			上記以外	0 点
(4) 地域貢献度	① 災害協定締結の有無	入札公告日現在における神栖市と災害時の応急対策協定の締結の有無で評価する。ただし、協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことが確認できる場合（協定書の災害対応組織図等に当該業者名の記載がある場合）とする。	協定の締結あり	3. 0 点
			協定の締結なし	0 点
	② 地域活動（ボランティア）の実績	神栖市内における過去 2 ヶ年度のボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和 2 年度又は令和 3 年度において、実績のある場合で、神栖市内に所在する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 ただし、神栖市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	実績あり	0. 5 点
			実績なし	0 点
	③ 若手技術者の配置	若手技術者の当該工事における現場代理人または主任技術者としての配置の有無で評価する。 評価の対象とする若手技術者は、入札公告日時点で 35 歳未満の者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に 3 か月以上の雇用関係がある者とする。	当該業種の主任技術者の資格を有する若手技術者を当該工事の主任技術者に配置有り	1. 0 点
			若手技術者を現場代理人に配置有り	0. 5 点
			若手技術者の配置無し	0 点
		合 計		13. 5 点